

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

E	次 (*については県例規集登載事項)	(取:	扱課室	(名)	ページ
〇規	則				
* 50	危険物の規制に関する施行細則の一部を改正する規則	(危機管理	消防	i課)	1
O 告	示				
726	指定自立支援医療機関の指定	(障:	害福祉	:課)	7
727	II	(")	7
728	II	(")	7
729	II	(IJ)	7
730	救急病院の申出の撤回		(医務	課)	8
731	大規模小売店舗の新設の届出	(商	工振興	課)	8
732	保安林の指定の解除予定	(森	林整備	i課)	9
733	保安林の指定の解除	(]])	9
734	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明	(]])	9
735	令和2年和歌山県告示第474号(和歌山県公共工事等統合支援システ、	ム(設計積	算シン	ステ	
ب	ム) 提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等) の廃止	: (技	術調査	課)	. 10
736	和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業績	務に係る-	般競爭	争入	
材	Lに参加する者に必要な資格等	(IJ)	. 10
737	一般競争入札による落札者の決定	(IJ)	. 12
738	急傾斜地崩壊危険区域の指定		(砂防	課)	. 13
739	道路の位置の指定	(都	市政策	課)	. 14
740	II	(]])	. 14
0 公	告				
入札	公告の取消	(技	術調査	課)	. 14
入札	公告	(")	. 14
-					

規則

和歌山県規則第50号

危険物の規制に関する施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

危険物の規制に関する施行細則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する施行細則(昭和56年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(立入検査証)	(立入検査証)
第3条 法第16条の5第3項の規定において準用	第3条 法第16条の5第3項の規定において準用
する同法 <u>第4条第2項</u> の規定に基づき知事が定	する同法第4条第4項の規定に基づき知事が定
める証票は、別記第4号様式のとおりとする。	める証票は、別記第4号様式のとおりとする。

和歌山県報 第 108 号

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。	

別記第1号様式(第2条関係)

						危険物	勿 貯	造所 蔵所 扱所	休 使用	止 再開	盾	 出書			
													年	月	
	禾	□歌□	山県知	和事	様										
												届出者			
												住所			
												氏名			
設置	住		所												
者	氏		名												
設	置	場	所												
		年月番							検査	年月1	号				
製	造所	f等 <i>0</i>	り別							所又に 所の[
休再		年月	月日		年	月	日		採用						
休	止	期	間		年	月	日から	ò	年	月		日まで			
理			由												
備			考												

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

別記第2号様式(第2条関係)

		危険物	製造所 貯蔵所 取扱所	災害発生届				
						年	月	日
和歌山県知事	様							
				届	出者			
					住所			
					氏名			
設置場所								
製造所等の区分								
許可年月日 許可番号								
事故発生場所								
事故の原因								
事故の状況								
被害の状況								
備考								

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

別記第3号様式(第2条関係)

設	置	者	の	氏名(名 設置場所の地名(称) (番地)	変更届出書				
								年	月	目
	和哥	灰山屿	具知事	様						
							届出者			
							住所			
							氏名			
	変更	住	所							
設置	前	氏	名							
者	変更	住	所							
	後	氏	名							
	置場の地	変見	更前							
名番	又は 地	変見	更後							
	蔵 原 扱所									
設	置許可	可年月	月日			許可番号				
完	成検3	上 年月	月日			検査番号				
	険物 <i>0</i> び 最									
備			考							

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

印

別記第4号様式(第3条関係) 表 面 묽 年 第 月 日交付 職 氏名 生年月日 センチメー 消防法第16条の5による立入検査証

8.5 センチメートル・

和歌山県知事

裏 面

消防法 (抜粋)

- 第16条の5 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、 危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数 量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つていると認められるすべての場所(以下 この項において「貯蔵所等」という。) の所有者、管理者若しくは占有者に対して資 料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所 等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取 扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限 度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させること ができる。
- 3 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。
- 第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。
 - (2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項(同条第4項において準用する場合を含 む。)、第16条の5第1項若しくは第34条第1項(第35条の3第2項及び第35 条の3の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しく は報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若 しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒 み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

和歌山県告示第726号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 正 年日日
株式会社SORUKKA	有田郡有田川町天満171番地1	訪問看護	訪問看護ステーションひか り	令和 2.5.1

和歌山県告示第727号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
よろずまちクリニック	和歌山市万町7番地 サンピア石倉2F 号室	早田聡宏	令和 2.5.1

和歌山県告示第728号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社有和	有田郡有田川町庄704-11	あうる訪問看護ステーション	令和 2.5.1

和歌山県告示第729号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

調剤薬局ツルハドラッグ津秦 店 和歌山市津秦237番地 吉村千寿 2.5.1

和歌山県告示第730号

次の病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人宝山会 白浜小南病院
- 2 所在地 西牟婁郡白浜町3220-9
- 3 失効日 令和2年4月17日

和歌山県告示第731号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 和歌山加納複合商業施設

和歌山県和歌山市加納字新白295番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年12月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

 $3.177 \,\mathrm{m}^2$

6 駐車場の収容台数

130台

7 駐輪場の収容台数

59台

8 荷さばき施設の面積

 $68.0\,\mathrm{m}^2$

9 廃棄物等の保管施設の容量

15.8 m³

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所 (敷地北側2か所)

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和2年4月22日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年5月22日から同年9月22日まで

時間帯 午後9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第732号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593の9、593の10
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第733号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二澤字小松山120の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第734号

令和2年和歌山県告示第551号(以下「告示第551号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

池田三子

井硲梅次郎

後基一

木村やゑ子

九本嘉平

酒井政藏

酒井政治郎

酒井隆

酒井和三郎

廣瀬栄

廣瀬貞一

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第551号のとおり

和歌山県告示第735号

令和2年和歌山県告示第474号(和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業務に 係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)は、廃止する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第736号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業務に係る一般競争入札に参加する者に 必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム (設計積算システム) 提供業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に おいて、次の要件を満たしている者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。 以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員(代表者を含む。以下同じ。)のいずれもがこの要件を満たす者であること。

- (2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)において、令和元年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理及びソフトウェア開発のいずれかの資格を有する者であること。
 - コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。
- (3) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有する者であること。 コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員のいずれかに属する者であること。
 - ア 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者
 - (ア) システム監査技術者
 - (イ) システムアーキテクト
 - (ウ) プロジェクトマネージャ
 - (エ) ネットワークスペシャリスト
 - (オ) I Tサービスマネージャ
 - イ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA) が行う情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 審査員登録において主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受けて、これを維持している者
- (4) 平成27年5月22日(金) から令和2年5月22日(金) までの間に、同種の情報処理分野に関する役務の 提供について都道府県、政令指定都市又は国(公団等民間企業を含む。) への事業実績があり、その うち公共工事に係る設計積算システム構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上の保守 運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。
 - コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。
- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。 なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 業務概要調書
 - ウ業務実績調書
 - エ 役員等に関する調書
 - 才 使用印鑑届
 - カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - キ 個人にあっては、住民票(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - ク 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過して いないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - コ 申請時の直前の事業年度における財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対象表、損益計算書 及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書 の写し)
 - サ 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し
 - シ 2の(3)に掲げる資格、認定等を証する書類の写し
 - ス 2の(4)に掲げる契約を履行したことを証する書類の写し

- セ 作業実施計画書
- ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し
- タ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」及び「(大分類)6情報処理(小分類)3ハードウェア保守」のいずれかに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) (1) のアからオまで、シからセまで及びタに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は令和2年5月22日(金)から同年6月11日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年5月28日 (木) 午前9時から同年6月1日 (月) 午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対し書面等 (ファクシミリ及び電子メールを含む。) により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

令和2年6月2日(火)から同月11日(木)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、 5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和2年 6月11日(木)午後5時までに5に掲げる場所に必着するよう、行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

e-mail e0811002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、郵便により令和2年6月19日(金)までに通知するものとする。 コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に対して通知するものとする。

- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和2年6月24日(水)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年6月30日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第737号

和歌山県公共工事等統合支援システム(工事管理システム等)機器等更新及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手 続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県公共工事等統合支援システム(工事管理システム等)機器等更新及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和2年5月11日

4 落札者の氏名及び住所

日立システムズ・日立キャピタルコンソーシアム

(代表者) 株式会社日立システムズ関西支社

大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号

(構成員)日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋一丁目3番1号

5 落札金額

月額5,959,800円 (うち消費税及び地方消費税の額541,800円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和2年3月31日

和歌山県告示第738号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の 区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

原日浦地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

ただし、昭和63年10月26日農林水産省告示第1736号で指定した保安林を除く。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大 字	字	地 番	備考
1号	日高郡	日高川町	原日浦	原	241番	
2号	JJ	JJ	11	II	370番2	
3号	JJ	JJ	11	II.	365番	
4号	JJ	JJ	"	井戸谷	360番	
5号	"	"	<i>II</i>	赤松	339番	
6号	"	"	11	11	"	

7 号	"	"	n,	n	332番3	
8号	11	"	11	11	104番1	
9号	,,,	"	"	井戸谷	124番	
10号	"	"	JJ	II.	133番1	
11号	JJ	II.	IJ	II	154番	
12号	11	"	JJ	岡崎	180番3	
13号	IJ	"	11	11	196番2	
14 号	IJ	"	II	原	198番1	
15号	IJ	IJ	11	11	233番	
16号	11	11	11	11	241番	

和歌山県告示第739号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申請者		道	路
指定番号	指 定 位 置	住 所	指定年月日	幅員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3512	紀の川市名手市場字池引10	和歌山市太田二丁目8番11	令和	6.00	82. 23
	66番1の一部、1067番1の一	号	2. 5. 1		
	部、1069番2の一部	株式会社幸福建設			
		代表取締役 吉田武弘			

和歌山県告示第740号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申請者		道	路
指定番号	指定位置	住 所	指定年月日	幅員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3501	日高郡みなべ町東吉田字上	日高郡みなべ町東吉田442	令和	6.00	82. 43
	城427番4の一部、442番の	番地	2. 5. 7		
	一部	青木澄子			

告 公

入札公告の取消

令和2年3月31日付け和歌山県報第93号(36ページ)掲載の入札公告(和歌山県公共工事等統合支援シス テム (設計積算システム) 提供業務) を取り消す。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

入札公告

和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業務に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和2年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業務

(3) 業務の内容

和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業務に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第736号で定めた和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 期間

令和2年5月22日(金)から同年7月1日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の (1) に同じ。

イ 期間

3の (2) に同じ。

- (2) (1) の規定により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、令和2年5月28日 (木) から同年 6月1日 (月) 午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等 (ファクシミリ及び電子メールを含む。) により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館5階 5-A会議室

イ 入札日時

令和2年7月2日(木)午後2時

- ウ 開札場所
 - アに同じ。
- 工 開札日時
 - イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年7月2日(木)午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された月額の入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額(入札金額に60を乗じて得た額をいう。)の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任 を受けたものが契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止 措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効 とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

- 10 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落 札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを 引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備 政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

- 13 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased :

Integrated support system of public construction

(Design multiplication System)

(2) Time limit for tender:

2:00 p.m. 2 July 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 2 July 2020)

(3) Contact point for the notice:

Engineering Affair Research Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3083

FAX 073-428-1810

e-mail e0811002@pref.wakayama.lg.jp